

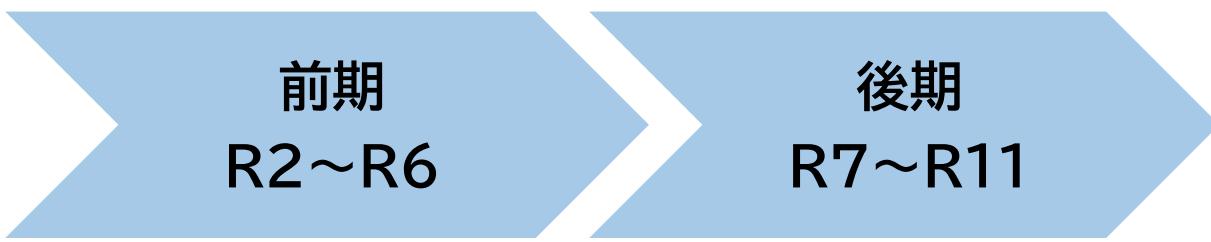
(1)社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ H28 児童福祉法改正（子どもの家庭養育優先原則を明記）
- ・ H29.8 国より「新しい社会的養育ビジョン」が示される
- ・ H30.7 国より策定要領が示される
→R2～R11の10年計画で「大阪市社会的養育推進計画」を策定（**前計画**）



- ・ R4 児童福祉法改正（子育て世帯支援の体制強化等）
- ・ R6.3 国より新たな策定要領が示される
→R7～R11の5年計画で「大阪市社会的養育推進計画」を策定（**新計画**）

令和2年度から11年度までの推進期間(10年間)を通じて達成すべき目標及び5年ごとの前後期に区分した目標を設定



今回
振り返り



新計画へ
移行

前計画の構成

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 代替養育を必要とする子ど�数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

(2)当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

項目番号※1

※資料3-2の一覧表の番号に対応

措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、大阪市の実情に応じた取組を進める。また、社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求める。さらに、国において、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、これを踏まえて取組を行う。

目標

- 令和6年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築する。
- 令和6年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進する。



- 権利ノートを入所児童等に配付のうえ、施設での生活や子どもの権利等に説明し、相談したいことがあった場合は適宜、添付のはがきや意見箱等を活用するよう案内<継続>
- 被措置児童等虐待通告事案について大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告及び意見聴取を実施<継続>
- 児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」を設置し、加えて「意見表明等支援事業」を開始<R6>
- 市立の全小・中学生向けの児童虐待防止啓発授業等や区役所子育て支援室等の職員及び子ども相談センター職員を対象に体罰によらない子育てを推進するための研修を実施<継続>
- 「体罰によらない子育ての推進」については、毎年区役所や保育施設等にリーフレット等を送付し、市民周知の実施<継続>

達成

出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要がある。また、子育てへの準備を支援していくことも重要である。

子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要がある。

特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援や、在宅の母子に対する支援について、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた母子生活支援施設の果たす役割は大きく、活用について検討する。

大阪市の児童家庭支援センターにおいては、過去には、夜間電話対応など子ども相談センターの補完的業務を行ってきた。平成28年の改正児童福祉法により子ども家庭総合支援拠点を設置することとされ、その拠点に対する必要な助言・支援を行うことが求められており、その役割を担えるような機能強化を図ることが重要となっている。

目標

- 区保健福祉センターにおける相談の充実や、地域社会におけるこども・子育て支援メニューの充実
- 児童家庭支援センターについて、令和6年度の計画中間見直しまでに必要な箇所数の検討を行う。



- 大阪市こども・子育て支援計画(第2期)に基づき、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子どものショートステイ事業(子育て短期支援事業)、ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)を実施＜継続＞
- 児童家庭支援センターについて、「大阪市社会的養育推進計画(令和7年度～令和11年度)」において、引き続き現在の設置数(1か所)を維持しながら機能強化に努めることとした

達成

(4)代替養育を必要とするこども数の見込み

令和11年度における代替養育を必要とするこども数について、児童人口推計に過去7年間の現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合平均を乗じて算出。
→【代替養育を必要とするこども数の見込み】令和11年度 1,180人

(5)里親等への委託の推進に向けた取組 項目番号4

何らかの事情で家庭で必要な養育を受けられないこどもを家庭における養育環境と同様の環境において養育されるよう、里親等への委託を推進する。

里親等を量的に増やしていくとともに、こども一人ひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、さまざまな社会資源の中から最もふさわしい生活の場を選択し、その結果、里親に委託された場合には適切なマッチングや里親が養育の悩みを抱え込むことのないよう、関係機関によるチーム養育を推進する。そのため、里親のリクルート、研修から支援まで包括的に支援する体制・支援メニューを構築する。

目標

令和11年度における里親等委託率目標 全体 36.5%（令和6年度 27.1%）

・3歳未満 41.0%（25.5%） ・3歳から就学前 42.9%（29.1%） ・学童期以降 33.9%（26.9%）

民間機関（里親支援機関A型）への委託実施数 ・令和3年度 3か所 ・令和8年度 4か所

令和11年度における里親登録数372世帯（令和6年度 263世帯）、委託児童数291人（205人）

令和11年度におけるF H 28か所（令和6年度 23か所）、委託児童数140人（115人）

里親等委託率

	(参考)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6目標値
全体	17.2%	19.3%	20.7%	20.9%	19.9%	21.6%	27.1%
3歳未満	5.0%	8.3%	9.2%	8.4%	7.2%	11.1%	25.5%
3歳から就学前	21.5%	23.0%	23.8%	22.8%	26.0%	24.9%	29.1%
学童期以降	18.4%	20.3%	21.6%	22.8%	21.1%	22.8%	26.9%

未達成

未達成

未達成

未達成

民間機関(里親支援機関A型)への委託

フォースターリング業務について、民間フォースターリング機関を育成する視点で、令和2年度にこども相談センター単位で事業者を公募し、令和3年度から業務委託を開始して段階的に委託業務を拡大

達成

登録里親数・委託こども数

	(参考)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6目標値
登録里親数	151世帯	174世帯	192世帯	232世帯	244世帯	278 世帯	263世帯
FH数	19か所	21か所	23か所	24か所	24か所	24か所	23か所
里親委託こども数	106人	114人	113人	117人	104人	120人	205人
FH委託こども数	95人	104人	113人	106人	103人	99人	115人

達成

達成

未達成

未達成

保護者のいない子どもや家庭での養育が望めない子どもに対し、特別養子縁組等の推進を積極的に進める必要がある。令和元年6月14日に公布された改正民法にある特別養子縁組の年齢制限の引き上げにも留意しつつ、支援の在り方の検討を行う必要がある。また、特別養子縁組等の選択肢が子どもの最善の利益を守るためにには、子ども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、アフターフォロー等の一連のあっせん業務が、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、子どもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

目標

- ・ 特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における里親担当の児童福祉司の受講率 100%
- ・ 令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%



- ・ 里親支援児童福祉司の資質向上のため、研修会に積極的に参加しており、里親担当の児童福祉司全員が必要な時期に必要な研修を受けている。
- ・ 令和4年11月に、新たに民間あっせん機関の許可を行い、市内2か所の民間あっせん機関において養子縁組のあっせんに係る取組を実施しており、民間あっせん機関職員の研修受講を毎年度促すとともに、第三者評価機関による受審(3年に1度受審が必要)を受けるよう勧奨を行い、受審する場合の財政措置を行っている。



達成

(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院や児童養護施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を確保することが重要である。また、より専門性を活かし高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（＝多機能化）も重要である。

児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、国から示される予定の方向性を踏まえ小規模化・多機能化を推進していくことが重要である。

母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行なっているという特性を区子育て支援室など関係機関に改めて周知し、利用を促進していくこと、また、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援などが重要である。

目標

- ・ 乳児院・児童養護施設 令和11年度末までに本体施設の小規模グループケア（GC）化を完了
- ・ 母子生活支援施設 特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う 等



- ・ 施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の割合(令和6年度末定員)

乳児院 66.2% 児童養護施設 45.8%

進捗
遅れ

- ・ 母子生活支援施設の多機能化としての、産前・産後母子支援事業※の実施(R2～)
(※令和7年度より妊産婦等生活援助事業)

達成

(8)一時保護改革に向けた取組

項目番号7

一時保護が必要なこどもに対して適切に実施できるよう、定員の拡充や委託の活用など、量的な確保に向けた取り組みを進める。こどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるよう環境を整える。

目標

＜将来像＞一時保護所の定員について、4か所の一時保護所を設置することで、あわせて170人の定員枠を設ける。



一時保護所の施設整備を概ね計画通りに進めている

順調に
進捗

(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

項目番号8

代替養育下で生活をしていたこどもが円滑に自立生活を営むことができるよう、措置開始から措置解除までの代替養育中の自立支援が重要である。また、支援の必要性が続く限り、施設退所後も継続して、こどもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供することが重要である。

目標

各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持する



継続支援計画(R6より自立生活援助計画)の策定率は100%を維持している。

達成

児童相談所は「子どもの権利擁護の最後の砦」であり、児童福祉の中核的専門機関であることから、専門性を備えた人材を確保し、その専門性を高めていく育成に努める。児童相談所の設置については、利用者に対する適切なアセスメントの実施や支援の実施ができること、及びノウハウの蓄積が着実にできる規模も考慮し、適切な配置を進める。ICTを活用して効率的に業務を遂行する。

目標

児童相談所の複数設置 令和3年度北部こども相談センターの開設、令和6年度中央こども相談センターの移転、令和8年度東部こども相談センターの開設

平成28年10月 南部こども相談センター開設(2か所目)

令和3年4月 北部こども相談センター開設(3か所目)

令和7年3月 中央こども相談センターの建替移転(中央区→浪速区)

令和9年度中の開設を目指し、東部こども相談センター建設工事を進める

進捗
遅れ